

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都八王子市大和田町二丁目7番18号

氏 名 株式会社第一資源
代表取締役 天井 公彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 3月 23日

許可の有効年月日 令和 7年 3月 22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH 2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH 12.5以上のもの）
- ④ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃石綿等
 - イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

令和 2年 3月 23日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



東京都

(裏面)

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類	
燃え殻		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥		-	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸		-	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ		-	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱さい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市大和田町二丁目7番18号

氏名 株式会社第一資源

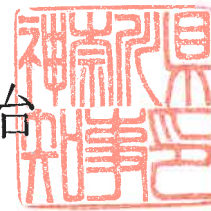
〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

代表取締役 天井 公彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日

(初回許可年月日)

令和 元年 12月 18日
令和 元年 12月 18日
令和 6年 12月 17日

許可の有効年月日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

特定有害産業廃棄物

廃石綿等

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

なし

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別 表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	—	—	△	△	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	—	△	△	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	△	△	○	○	○
有機燐化合物	△	△	△	△	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	△	△	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	△	△	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	—	—	—
トリクロロエチレン	△	△	△	△	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	△	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	△	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	△	—	—	—
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	△	—	—	—
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	△	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	△	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	△	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	△	—	—	—
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	△	—	—	—
チウラム	△	△	△	△	—	—	—
シマジン	△	△	△	△	—	—	—
チオベンカルブ	△	△	△	△	—	—	—
ベンゼン	△	△	△	△	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	△	△	—	—	—
1・4-ジオキサン	△	—	△	△	—	—	—
ダイオキシン類	△	—	△	△	—	—	—

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。